

社会福祉法人豊恵会

役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊恵会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、法人の役員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる役員に対しての報酬は無報酬とする。

2 法人の役員等に対して、次の業務に従事した場合に報酬を支給する。

- (1) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び第3者苦情処理委員会への参画
- (2) 理事会、評議員会で決定された特別な業務への従事
- (3) 法人が主催する行事・業務等への参画
- (4) 法人を代表しての諸行事・会議等への出席

(4) にあつては、業務の主催者等から報酬相当額が支払われた場合は適用しない。

3 第2項の報酬の額は、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への参画は、日額5,000円、第3者苦情処理委員会への参画は、日額3,000円、その他の業務は日額10,000円とし、その都度支払う。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。ただし、当該業務の主催者等から費用弁償額相当額が支払われた場合には、これを弁償しない。

2 費用弁償額は、交通費及び宿泊料の実費額とする。ただし、地域内（豊前市、築上郡、中津市）で行われる場合、交通費は支給しない。

3 費用弁償は、業務の都度支払う。ただし、連続して旅行した場合等には、月単位で支払う事ができる。

(改 正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附 則

1. この規程は、平成29年7月1日から施行する。
2. この規程は、平成30年5月1日から施行する。